古典講習課國書科第三期試業問題 明治十七年

作文 九月三十日十時　　物集高見

用意見ヲ述ベシ

日本書紀 十月一日十時

一 安藝國可愛之川ハ簸河ニトハ異ナルカ其地理ヲ大凡ニ解ヘシ

二 蛇麁正此今在石上トアル一書ノ在吉備神部許トノ異同ヲ弁スヘシ

三 出雲清地ニ到リテ吾心清シト言ヒシハ此地ニ由アルカ又偶然ノカ

四 大物主神大国玉神ヲ古事記ニハ御名中ニ入レスハカナル由カ

五 幸魂奇魂ノ題ヒ玉ヒハ何ノ由ヨルカ

同 復命紀 二日十時

一 四年條始之於諸國置國史記言事達四方志

二 頁悪解除善解除而出長渚崎今夜禊

服部文庫
イ 17
2253

117特
2253

三允恭紀四年條於味橿之辭福戸神坐探湯瓮
四同紀 天皇自岐嶺至於葛角
五同七年條御製佐瑳羅餓多迮之枳能臀毛弘等枳舍氣帝阿厳
哆絆涅曼迮多儀比等用能未

類聚三代格三日分 櫻井

一律令格式之別
二神田神戸田之別
三致齋散齋
四大帳使
五不論蔭贖

日本後紀日本逸史 同 上

一五世王
二公廨
三位田
四明法秀才
五除名

内裡式四日分 松岡明義

一皇帝ノ冕服ハ如何
二升殿不升殿ノ別ハ官位ニヨル欤
三親王ト大政大臣トノ列次如何

公事根源 同 上

一清司ノ奚ヤトヨフハ何節會ニアルカブ
二弓ノ事ヲ大らートヨ說如何
三女叙位ニ切抗ノ申文トヨフハ如何

東京大學

大鏡 五日十五日　　久米幹文

一小一條東宮ヲ御辞退ノ事因
二為平親王ヲ超テ守平親王ヲ東宮ニ立ル
三齋宮齋院仏経ヲ忌ム事因
四前帥のみて退役堀きし赤狐ヲ放あなる事ヤウ
五元方雲ゐいて、其夜やうてむねゐ釘ハ打てき事

今昔物語　　同　上

一藤氏の四家の祖　　二氏長者
三白壁天皇　　四馬を救しむ
五かゝるの事形ノ女　　六ちこうくのの弓
七麻のたつくり　　八あれくひを弦
九相撲の技手の日　　十二名のあるう馬

詠歌　　同　上

野分
川月
秋旅

古事記 六日十四日　　本居豊穎

一久延毘古ノ辞
二幸魂奇魂ノ義
三天之麻迦古弓天之波々矢ノ解

祝詞

一神主祝部ノ義
二生國足國ノ釋
三荷前ノ解

大鏡 五日十五日　　久米幹文

一小一條東宮ヲ御辞退ノ事因
二為平親王ヲ超テ守平親王ヲ東宮ニ立ル
三齋宮齋院仏経ヲ忌ム事因
四前帥のみこと退役深きし老狐ヲ放あなる事ならん
五元方雲ゐにて其夜やうてむねの釘ハ打てき事

今昔物語　　同　上

一氏ノ四家ノ祖　二氏ノ長　三白壁天皇
四かりぶこの姫ノ形女
五ひとつ目の法師
六あるひとの法師
七あるひとの法師
八あるひとの法師
九あるひとの法師

詠歌　　同　上

野分
川月
秋旅

古事記 六日十四

一久延毘古ノ辞
二幸魂奇魂ノ義
三天之麻迦古弓天之波々矢ノ解

本居豊穎

祝詞

一神主祝部ノ義
二生國足國ノ釋
三荷前ノ解

四刀祢男女ノ辨

源氏物語桐壺ノ巻　同　上

一うまれたる家のちゝはゝきてのまゝにとそしたりけるこ
ちんぎゝ百ゝもかうまゝちるゝ事やまちゝ人ゝ相屋あ
へまゝ

二いとゝきゝるゝことゝるめのまゝ　ゝてはちつのなるゝ
ぬこゝゝつねるゝられ

三むるゝけちるゝさゝゝ

字言位名用格　七日ノ条　本村　正辞

一萱永詠泳ノ四字ノ位名如何

二えうノ条ニ幼ノ字ヲ出ヤリ此位名ノ可否如何

三第三等第四オ三ノ軽重ヒトシカラスト云其説如何

四於烏二字軽重ノ説如何

五韻鏡ノ音ト反切ノ音ト合サルモノヽリ其説如何

万葉集　十四　同　上

一妹ヶ乃袖吹反トアル過去現在ノ説如何

二藤原之大宮都加信安礼衛奇此歌解如何

三吾妹子乎甲見濱風云々ノ歌意如何

四衣通女王ノ歌ノ山多ノ豆ハ何物ニテ其枕詞ノカリ如何

五大行大皇トハイカナル人ヲ

文法　十四　物集高見

一名詞ノ格ノ區別

二動詞ノ種類ノ區別

三あるくもとむすむ　右ノ自動能動ヲ說スベシ

令義解 八日十分

小中村正矩

一僧尼若使中ノ所業如何
二僧尼服用ノ制
三大上中下ノ郡ノ差別
四課戸不課戸ノ事
五戸口逃走

源氏物語帚木帝 同 上

一なをまくの上達部
二びさうなきおとこし
三そは〳〵しく心つきなきハ人
四ねぼそうなる法師
五このそこのこの

制度通 九日十分

豆松鹿谷

一五刑ノ別イカン
二棄市トアルハイカン
三議請贖當免トアルハイカン
四圜土トアルハイカン
五髡完耐トアルハイカン

唐律

一謀反謀叛ノ別如何
二尊厳出降トハイカン
三秋服從吉トハイカン
四塩楪帝道トハイカン
五加役流トハイカン

東京大學

法曹至要

第一　闘入ノ條ノ注ニ事情有至重又有至輕ト
イヘリ至重至輕ノ例如何

第二　謀殺ノ條ニ加功トイヘルハ如何ナル所
業ヲイフ歟

第三　闘殴シテ髮方寸以上ヲ抜カハ杖八十ノ
レヽ方寸ニ満タザルトキハ如何

第四　律ニ過失トイヘルハ如何ナル事柄ノ指
ヽ歟

東京都立中央図書館

榮花物語十日方

小杉楫村

一　此物語は何代の時代まで書記したる何れの時代なるや
一月の宴あるし年月日
一　日記略抜粋略記百餘ヶ所の史類と比較する
此物語の事実まく違ふ差異あるはなぜ

法曹至要抄

第一　殺一家非死罪三人トアル、文意、及其罪科如何、

第二　犯人虚之時、本罪雖軽先以除名トアル、意如何、

第三　應議者ノ父母妻子、流罪以下ヲ犯セバ、贖ヲ聽ルス、而シテ猶聽サヾル者アリ、其罪科ノ條ハ、何々ナリヤ、

第四　官當ノ條ニ、行守ハ各以本位當、仍各解見任トアル、此意如何、

一 大歳星
二 極河天
四 枇杷大臣
五 海公

◎祝詞

一 神主祝部ノ義　生島ノ行疫　二 生日足日ノ釈　天氏ノ陰日ノ陰

一 新年参ニ白子白猪白雞ヲ奉ル湯　二 大祓ノ奉仕八社ノ行条
三 朝餉食多餉食ノ加年加比ノ解　四 金鳥金烏ノ解

三 荷前ノ解　伊加志　疫具波近　四 刀称男女ノ弁　和船意紐

◎源氏推本

一 うまれたるものなりとおもひてのまゝにあくちすまいあやまちをいはほのゆまに
二 [illegible]
三 むつのうちうるさきのくま　久米舞文

◎今昔物語ナシ

一 過差の制ひき　二 最手脇　技出の日
三 白壁天皇　四 南北式京京の祖
五 移御　六 九日法ニ新了

七月四日宮令新設
九奉仕はじめられ

八十嗣音

十人扶ヨツヒテ放つ　小杉

○第三期

一　古代語ハ何の時代ヨリ奉仕ヲ何の時代ヨリ奉仕ヲ云ヒ出テタルヤ　又作者ヲ

二　あ字ヲ用ヒタル奇の例ハ何ヲ云ヒ作者ヲ　後撰集　歌時代

三　三代公を太宰権帥ヨリ下ル遷ヲ左遷トアル主義　月宴年月

四　むつかしくといふこと奉の解　作如安

五　本文ノ年号ハ時代の編年の記録ヲ見ルニ不ル異

同あるハいつれの年ヲ用ヒタルヤ

○文法

一　体言ハいつれの詞

二　用言ハいつれの詞

三　てをいつれの詞

四　假名言ハいつれの詞

ストリ音四ハ平九ハ（ヨリ）ニ唇ハ余ハ九ハ（ヨリ）ニ唇ハ　一三三　元十

○字音　（九一日）　二十六

一　營永詠泳ノ四字ノ假名如何　木村

二　えむノ条ニ鹽以下四字世九轉南ト四ヶ轉合ト一列ニ出ニテえむとハ北理由ヲ

三　烏字ノ音ニ支ヲ異ヲリ其説如何

四　韻鏡ノ音ト反切ノ音ト合ハサルモノヲリ此理ヲ

五　人声ノ韻ノ假名ハ何々ナンヤ

○万葉

一　妹女乃袖吹カヘシト過去ニ云ヒ現在ニ云ヒ云ヒ

二　太上天皇ノ尊ニハ何ノ天皇ヲリ始ル歟

三　吾妹子ヲ早見濃風俗ハ吾ヲ松樹不吹自分勤ハ下句ニ意ヲ

四　秋山之樹下隠ノ隠ノ字ノ訓ノ法用ヲ

五　王昌不成樹ニ泥ヲトハ富意ヲ

東京大學

◎内裏式 光孝

一元正朝拜式ノ概略ヲ挙ヲ

二公式中詔使宣命使ノ別ヲ

三刀称ノ名目ヲ

◎公事根源

一四方拝ニ房士三献トアルハ何々ヲ拝シ玉フ設ケゾ

二小朝拝ノ説ヲ

三廃朝廃務ノ年

◎古事記 光孝

一久延毘古ノ条

二幸魂奇魂ノ条

三天之麻迦古弓天之波々矢ノ解

本居

東京大學

萬葉集

第一 天智天皇不豫ノ時太后ノヨミ給ヘル歌

天原振放見者ノ一首ノ意如何

第二 天武ノ太皇ノ御歌ノ詞ニ百鳥良之トナ

ルヲメシタマヘルトシルトメシタマヘルトシルト訓ルトメシタマヘルトシルト其便如何

第三 日並知皇子ノ殯宮ノ時ノ歌ニ天原石門

乎開トアル開ノ字ヲ開ト改メシトヘル

説アリ其是非如何

第四 石上自木丘開道乎トアル木丘ノ詞意及

第三期試驗問題

○大鏡　三月十八日　文学博士

一　西宮殿ノ左近ノ小一條大臣師尹ノ子出玉ヘリトテ其意如何（式部卿宮ノ事ヲ指サヽ西宮殿高明ノ後ヲ継ギテ源氏ノ宗ヲ継ヘシ）

二　三條院ノ皇子敦明親王ノ東宮ヲ辞シ給フ時ノ心ヲ述ベヨ

三　敦成親王東宮ニ立ヒ給フ時壺切太刀ヲ献ゼラレタリトアルハ何ノ故ニ

四　小一條院ハ五ツニテ御年ヲ受領ヲアラハシ給フ

五　五ツ子ノ受領アルヤウニ思ハルヽ

六　為平親王ヨリ村上帝ノ氏寵ヲ失ヒ給ヒシ事ヲ述ベヨ

七　菅壺ノ上ノつぼねヨリいけぬ打ちどもとこゝろみいでゝトアル其ノ意ヲ解セ

第五　其治明如何

高市皇子ノ殯宮ノ時ニ人麿ノ誄ル歌ノ要點ハ何等ノ旨趣ニ出タル歌

東京大學

八 家門のこと近親孝孤うるあち愛敬と申結地を定めつ

九 事の例るい先ヅ其所財をこ我くひとうこと我くこうく其事のひでありまする

れいこ我く我く多くの殿系いまうこ事のえ知ってませとん意めつ

十 三方所アリの雲るで・全く其数やうで 又釘いうちてきくとん其三名あつ

○唐律 十九

一 納 興軫

二 降綸言於台鈴

三 廟見

四 銘功大帯

五 厚魅呪咀の別

○制度面

一 刑法に膊アルハ

二 配役刺役の別あつ

三 私度越之冒之別あつ

四 保辜限あつ

五 刑の別イカン

六 告訴書免トアルハイカン

七 謀叛定附トアルハイカン

八 謀反謀叛の別イカン

九 尊属出降トハイカン

十 和奴従者トハイカン

十一 強姦トハイカン

十二 加役流トハイカン

東京大學

第三期試驗問題

制度通卷

十六年十二月十日　岡松甕谷

一　飛錢　二　塾陌

三　推稱錘ヲ云フハ宜キヤ古今別如何

五　嫌名トハ如何ナルヲヤ　四　姓氏ノ別

同　十七年三月十九日　同　上

一　紬法ニ膊アルハ如何　二　配役刺役ノ別如何

三　廟見越度冐度ノ別如何　四　銘功大業如何讀ムヲヤ

五　厭魅ハ如何

日本後紀逸史

十二月十日　佐藤誠實

一　五世王　二　蝦夷浮囚ノ別

三　曲宴　四　班田

東西市

同 三月二十八日

一 公田　二 公廨
三 課役　四 俘囚
五 優婆夷

今昔物語

一 大織冠　二 南北式家京家祖
三 堀河大臣　四 枇杷大臣
五 移卿　六 沙海公
七 白壁天皇　八 本院大臣
九 明法ニ勘フ　十 蹈鞴

同 三月九五日

一 過差の制きびしき　二 最手腸 抜出の目
三 白壁天皇　四 南北式家京家の祖
五 移卿　六 明法ニ勘フ
七 馬飼を召合ス賜　八 蹈鞴
九 麻桂ふけつあられ　十 人杖ふつゝいて放つ

仁德紀 十二月十七日

一 御綱葉
二 鳴鹿
三 車
四 壓乞
五 宮人

同

一 始之
二 放味
三 皇后
四 田大臣何姓人耳
五 草香

唐律疏義 一月十五日

二
四

万葉集

五 形状言いかるる詞の
六 形状言の終いくらあるこの
七 体言の終いくらあるこの
八 用言の時刻いかの
九 形容詞いかずの詞ちがうこの

用言の終止形ちがうか

〇合 ナニヲ

小中村

一 僧侶ノ戒堂并ニ起原
二 天郎上郎中郎下郎少郎ノ別
三 寺戸石津戸ノ差別
四 津戸石津戸ノ差別
五 計帳戸籍ノ差別

〇等木

五 黄ハ中男ハ丁 老者

一 ちゐ〳〵の上達ア ちりとちりぢり
二 あるきまきすい
三 びさうちきやすゝじ
四 ひたやことく
五 つげめをつくりて 考〳〵し つくりて

〇日本紀 ナニヲ

佐田

一出雲ノ清地ニ到リテ五忠清ニ之ト言フハ此地ニ由ツテカ又偶然ノカ又在ニ
美ニ名ヲ付キカ

二安藝口ノ愛之川上ハ勝河上トハ同ツナカ

三蛇ノ麁ニ此今ノ社名上トアル居ノ紅吉備神命ト許トノ子ノ何ナル迄ニ

四大口主神大物主神口作大己貴菟原醜男八千矛神大口玉神野口玉
神トハ何ノ解ヲ一々ナスベシ

五大貴命少彦名命二五ニ等所造三口豈謂善成之手トノ言ニ少彦名
命ノ對ニ或有所成或有不成トアル天意ヲ迄ベシ

〇ロ 履中紀

一始之於淡路口置口史 ミヽトハ何アルナルモノニヤ此狩置レシニ三ヲ後ハ絶クリシヤ又
後ニモ有リヤ

二於味橿立之辞禍戸岬之探湯竟此地理并ニ地名ノ起ル原因アルヤ後ベシ

三皇后恨日妾初自陪奴陪後宮然髮トハ何年頃ヲ指テ云ヘルニカ

四四大臣ハ何姓人カ且大臣トナリシカ別紀ニ四大使主トアリ又記ニハ嘉屋美
ト有リ此等ノ差別ヲ弁セヨ

五草香幡梭姫皇女ハ皇后此皇女履中ノ后トナリマセリ今雄略ノ后ニ
之ヲ再ビ五十有余年ヲ経タリ蓋シ迂ニカ

〇履紀

一公田 年人カ

二公廨 佐爰

三課役 戸口ノ二字ヨミ

四俘囚 蝦夷俘囚ノ別 服属ノ二字爰

五櫻陵考 漢沃位事女之立戒ヲ受メン女ヲ

〇三代格

一律令格式ノ別ヲ一々弁スベシ

二神戸田 神田ノ別ヲ

三土浪人トハ何ゾ

四大帳トハ何カナルモノ

神社氏人
解由

五畿内ハ何如ナルヤ　口授ト云ハ如何ナルモノ

文章効用の説
第四問

慶應大學